

福井県公安委員会 開催概要

平成22年7月30日開催「定例公安委員会」



会議状況

1 個別決裁

(1) 公文書公開決定等報告書

警察本部長に対する情報公開請求（6月23日付け）について、公開決定等の報告があり、これを了承した。

(2) 公益社団法人被害者支援センターに係る平成22年度事業計画書及び平成21年度事業報告書の提出

公益社団法人福井被害者支援センターから平成22年度事業計画書及び平成21年度事業報告書の提出を受け、これを了承した。

(3) 風俗営業者等行政処分手続書

風俗営業者等に係る行政処分手続書について原案のとおり決裁した。

(4) 古物営業者の行政処分手続書

古物営業者に係る行政処分手続書について原案のとおり決裁した。

(5) 平成22年第7次交通規制の実施

合計26箇所の平成22年第7次交通規制を原案のとおり決裁した。

(6) 県外特別派遣部隊の援助要求及び同意

原発警備に係る第114次の県外特別派遣部隊の援助要求について、関係各県公安委員会からの同意について報告があり、これを了承するとともに、第116次県外特別派遣部隊の援助要求を原案のとおり決裁した。

(7) 集団行動に関する許可事務専決状況報告

平成22年6月中の集団行動に関する許可事務の専決状況の報告を受け、これを了承した。

2 包括的案件

〈報告事項〉

(1) 男児愛好者グループによる児童ポルノ法違反事件等の検挙

県警察から、大阪府警との合同捜査で検挙した男児愛好者グループによる児童ポルノ法違反事件に関し事案の概要等について報告があった。

委員から、児童ポルノ法の主な違反形態と罰則について確認があり、県警察から「児童ポルノの提供等は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金であり、最も重いものとしては児童ポルノ製造目的による人身売買で1年以上10年以下の懲役である。」との説明があった。

委員から「この種犯罪は再犯性が高いので前歴者の動向はしっかり把握するようお願いしたい。」旨の発言があった。

(2) 小浜市内のスーパーにおける持凶器強盗致傷事件の発生

県警察から、本年7月20日に小浜市内のスーパーで発生した持凶器強盗致傷事件に関し事件の概要や被害状況等について報告があった。

委員から「小浜警察署は海水浴警備や暴走族対策により業務多忙であると思うが、本件は凶悪事件であるので犯人逮捕に全力を挙げていただきたい。」旨の発言があった。

(3) 平成22年上半期の苦情受理・処理状況

県警察から、平成22年上半期における公安委員会及び警察あて苦情の受理・処理状況並びに今後の対策について報告があった。

委員から、「今後とも苦情を受けた場合には速やかに処理していただきたい。」旨の要望があった。

(4) 警察官を騙ったオレオレ詐欺被害防止対策の実施

県警察から、本年7月に開始した「警察官を騙ったオレオレ詐欺被害防止対策」に関し、対策の目的、実施者、実施概要及び本年6月末現在における振込め詐欺の被害状況等について報告があった。

委員から「各種対策が効を奏し振込め詐欺の被害が減少していることは大変良いことだと思う。この種の詐欺は次々と新たな手口が考え出されるので、各種対策を講じ被害根絶に向けて頑張っていただきたい。」旨の発言があった。

(5) 平成22年上半期における110番受理状況

県警察から、平成22年上半期における110番受理状況及び今後の対策について報告があった。

委員から「初動対応の強化が指摘される中、通信指令課における110番受理の体制（人員）に問題はないか。」との質問があり、県警察から「昨年からの増員もあり体制上、問題はない。」旨の説明があった。

委員から「事件事故などの緊急通報の役割を担う110番の電話回線を常時確保しておくためにも、要望・相談や各種照会等は110番ではなく専用ダイヤル（#9110等）をもっと利用するよう効果的な広報をしていただきたい。」旨の発言があり、県警察から「1月10日の『110番の日』や9月11日の『警察安全相談の日』に行う各種イベントや県警ホームページ等を利用するなど地道に広報活動を推進していきたい。」旨の説明があった。

また、同委員から「110番は県民が警察へ助けを求める重要な連絡手段であるので、今後とも相手の立場に立った対応を改めてお願いする。」旨の発言があった。

(6) 舞鶴若狭自動車道の無料化社会実験

県警察から、本年6月28日から平成23年3月末日までの間に実施中の舞鶴若狭自動車道の無料化社会実験に関し実験開始から1カ月を経過した時点での交通量の状況、交通渋滞対策、交通事故発生状況及び舞鶴若狭自動車道の延伸計画について

て報告があった。

委員から「無料化により、舞鶴若狭自動車道の通行量は、平日でも3倍以上に増えているとのことであるが、そのほとんどはトラックなど大型車が占めているようである。」との発言があり、県警察から「大型車の通行量の大幅増と夏期の気温上昇が原因で道路に轍ができたため、先般2日間に亘り夜間通行止めにして舗装工事を行ったとのことである。また、国道27号は県境から小浜市にかけて大型車の通行が目に見えて減少するなど交通の流れは大きく変わってきている。」旨の説明があった。

委員から「暑い日が続き大変ではあるが、高速道路における交通事故防止や取締りなどに当たる警察官の受傷事故防止には万全を期していただきたい。」旨の発言があった。

3 運転免許の処分関係

本日（7月30日）実施した道路交通法違反等に関する意見の聴取15件の実施結果と処分内容に関する説明を受け、原案のとおりこれを決定した。